

山口市のごみしよりのあゆみ

	昭和 49	52	62	平成 3	9	10	12	13	14			
できごと	山口市・小郡町・秋穂町が協力して大内にせいそう工場をつくる。	阿東町が加わりせいそう工場で阿東地いきのごみしよりを始める。	大内のせいそう工場のしょうきやく炉を一きふやす。	山口地いきで神田の最終処分場を使い始める。	大内にリサイクルプラザをつくる。	空きびん・空き缶の分別収集を始める。	燃やせるごみの指定ごみぶくろ制を始める。	大内に新しいせいそう工場をつくる。	ペットボトルと古紙の分別収集を始める。	プラスチック製容器包装・紙製容器包装の分別収集を始める。	家電リサイクル法が始まる。	紙パックの分別収集を始める。
せつめい	平成十年三月まで使用した。			平成二十七年三月まで使用した。	ごみの減量・リサイクル活動を広める。	燃やせるごみのふくろを決める。	分別収集された空きびん・空き缶をリサイクルする。	分別収集されたペットボトル・古紙をリサイクルする。	エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機をリサイクルする。	分別収集された紙パックをリサイクルする。		

令和 4	大内に金属・小型家電製品ストックヤードをつくる。 嘉川に大浦一般廃棄物最終処分場をつくる。	収集された金属・小型家電製品を選別し、中間しよりする。
29	阿東総合支所と阿知須総合支所に資源物ステーションをつくる。	二十四時間いつでも資源物を持ちこむことができる。
28	阿知須地いきのごみしよりを宇部市から山口市へ変える。	
25	徳地地いきのごみしよりを防府市から山口市へ変える。	
24	燃やせるごみのしより手数料を変更する。	指定ごみぶくろ(大)を一まい十八円、 (中)を一まい十二円とする。
23	山口市と阿東町が合併する。	
22	徳地総合支所に資源物ステーションをつくる。	二十四時間いつでも資源物を持ちこむことができる。
21	宮野に不燃物中間しよりセンターをつくる。	燃やせないごみと粗大ごみを細かくくだいて、 リサイクルできるものとうめ立てるものに分ける。
20	金属と小型家電製品の分別収集を始める。 粗大ごみの戸別収集を始める。	分別収集された金属と小型家電製品をリサイクルする。
18	小郡総合支所と秋穂総合支所に資源物ステーションをつくる。 燃やせるごみのしよりを有料にする。	二十四時間いつでも資源物を持ちこむことができる。 指定ごみぶくろ(大)を一まい十円とする。
17	一市四町が合併して、新しい山口市が生まれる。 周布町に資源物ステーションをつくる。	山口市・小郡町・阿知須町・徳地町・秋穂町の一市四町 二十四時間いつでも資源物を持ちこむことができる。